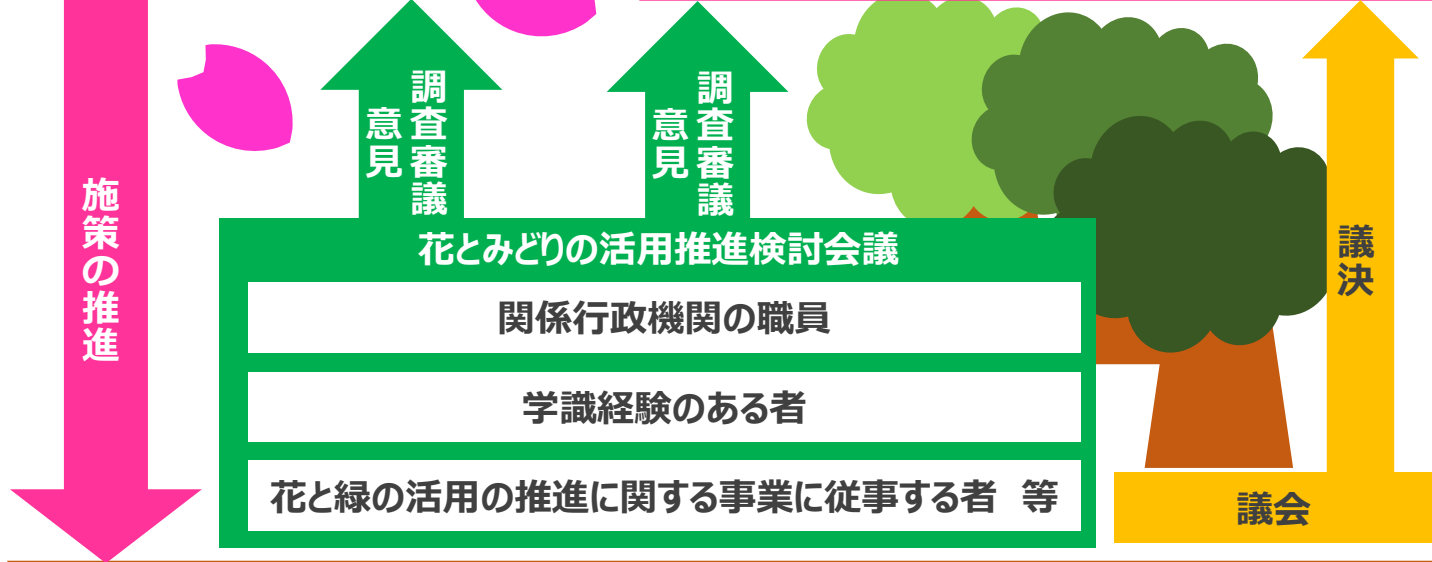
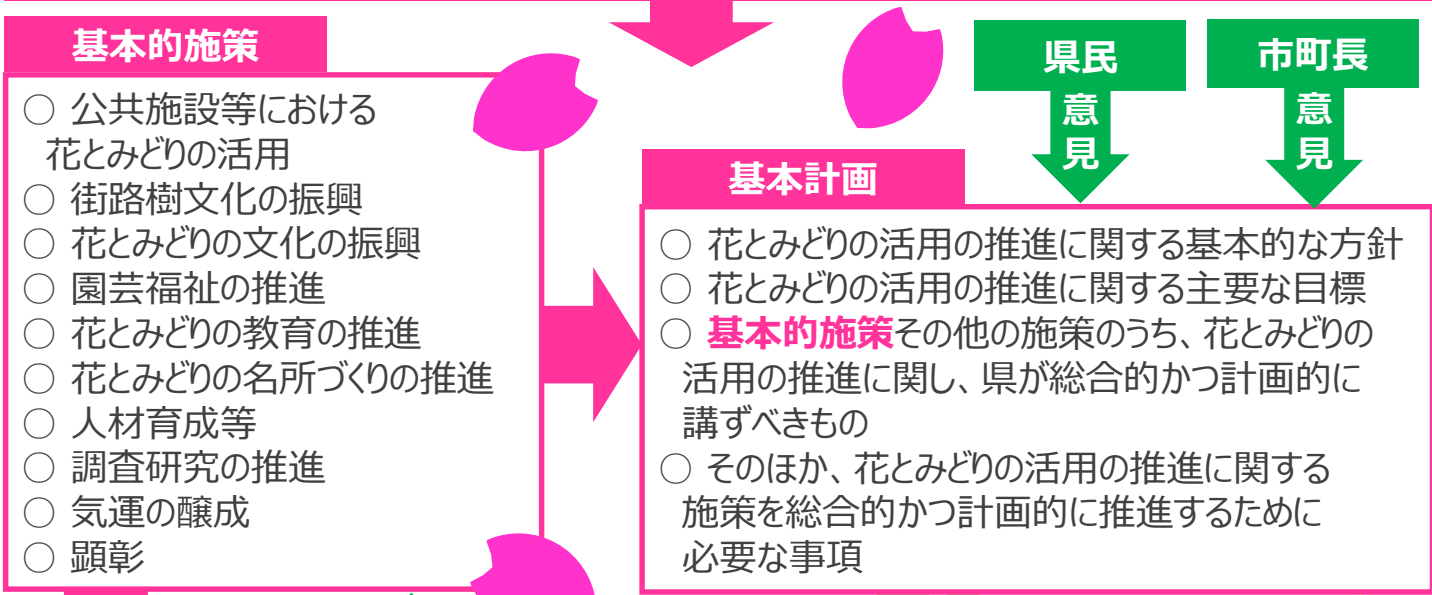


花とみどりで優しさあふれる健やかな三重をつくる条例案（仮称） 素案作成に向けたたたき台（正副委員長案）イメージ図 資料1



- 目的** 花とみどりで優しさあふれる健やかな三重をつくる
- 基本理念**
- 多様な主体の連携等（県民等と連携協力して取り組むこと）
 - 県民及び事業者の意識の高揚等
 - 花とみどりの効用の有効活用 ○ 良好な景観の形成

県の責務 **県民及び事業者の役割** **県と市町との協働**



- 体制の整備
 - 県内全域において、花とみどりの活用を効果的かつ計画的に推進することができる体制
 - ※ 国、市町、県民及び事業者との連携協力（富山県における「花と緑の銀行」を想定）
 - 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制（県庁における「専門監」を想定）
- 専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上
- 三重県花の日及び三重県植樹の日の設定 ○ 財政上の措置